

2.9 「継続的専門能力開発」(以下「CPD」という)は、歯科医が各自の知識、技能および専門的能力の維持、開発または向上を行う方法である。

第III条 外国歯科医師の承認および適格性

3.1 外国歯科医師の承認

外国歯科医師は、受入国の国内規制に従い、また、以下の条件を満たすことを条件として、受入国で歯科医業を行う資格があるとの承認を受けるために受入国での登録を申請することができる。

3.1.1 出身国および受入国のPDRAが認定する歯科医師資格を保有していること。

3.1.2 出身国のPDRAが発行した、有効な医師登録および最新の歯科医業資格認定証を保有していること。

3.1.3 出身国において連続5年以上一般歯科医師または専門医(状況に応じていずれか)として実際に診療を行っていること。

3.1.4 出身国のPDRAが定めるCPDに関する方針に従い満足できる水準でCPDを遵守していること。

3.1.5 PDRAが知る限り、出身国および他の国における歯科医業に関する地域的および国際的な専門上の基準または倫理基準に違反していないことが、出身国のPDRAによって証明されていること。

3.1.6 出身国またはその他の国において当該申請人が捜査または法的手続きの対象になっていないことを宣言したこと。

3.1.7 受入国のPDRAまたはその他関連当局が適切であると判断する、当該登録申請人に課されるその他の評価または要件を遵守していること。

3.2 外国歯科医師の適格性

上記の条件を充足する外国歯科医師は、受入国において歯科医業を行う資格があると認められるものとする。

3.3 外国歯科医師による約束

受入国において歯科医業を行うことを許可された外国歯科医師は、国内規制および以下のものを含む(これに限定されない)条件に従うものとする。

3.3.1 受入国のPDRAによって課される歯科医業に関する職業倫理規範および基準に拘束されること。

3.3.2 受入国の現行の法律に拘束されること。

3.3.3 受入国の保険責任制度の要件を承諾すること。

3.3.4 受入国の文化および宗教的慣行を尊重すること。

第IV条 専門歯科規制当局

4.1 国内規制に従い、受入国のPDRAは、以下のことを行うものとする。

4.1.1 外国歯科医師の資格、研修および経験を評価すること。

4.1.2 該当する場合は、登録に関して他の要件または評価を課すこと。

4.1.3 適格な外国歯科医師が受入国で歯科医業を行うことを承認し、登録すること。

4.1.4 受入国の歯科医業に関する職業倫理規範および基準に従い、登録された外国歯科医師による診療および行為を監視し、それらの遵守状況を評価すること。

4.1.5 登録された外国歯科医師が受入国の歯科医業に関する職業倫理規範および基準に従って診療を行わない場合には必要な措置を講ずること。

第V条 規制する権利

本MRAは、ASEAN各加盟国、そのPDRAおよびその他関連当局の歯科医師および歯科医業の規制および管理を行う権利、権能及び権限を縮減し、排除し、または変更するものではない。ただし、ASEAN加盟国は、歯科医業に対す

る不要な障壁を創出することなく、各国の規制権能をこの目的のために合理的かつ誠実に行使することを約束しなければならない。

第VI条 歯科医師に関するASEAN合同調整委員会

6.1 歯科医師に関するASEAN合同調整委員会(以下「AJCCD」という)を設置するものとし、ASEAN各加盟国のPDRAの2名以下の代表者で構成され、委託事項は以下のとおりとする。

6.1.1 ASEAN各加盟国および本MRAの実施のための戦略の策定において適用される国内規制の理解を深めることにより本MRAの実施を円滑化すること。

6.1.2 本MRAの実施にあたって仕組みおよび手続きを標準化し採用するよう、ASEAN加盟国に促すこと。

6.1.3 地域および／または国際標準に基づく調和を目指して地域内での歯科医業についての法律、慣行および進展に関する情報の交換を促すこと。

6.1.4 必要に応じて継続的な情報交換の仕組みを構築すること。

6.1.5 必要であれば、5年またはそれ以下毎にMRAを見直すこと。

6.1.6 本MRAに関するその他の事項を行うこと。

6.2 AJCCDは、その権能を実行するための仕組みを構築するものとする。

第VII条 相互免除

7.1 ASEAN加盟国は、受入国のPDRAによる追加の評価からの免除を与える協定は、PDRAの関与および同意のうえでのみ締結できることを認識している。

7.2 ASEAN加盟国は、受入国のPDRAは自国の法域内の社会の健康、安全、環境および福祉を保護する法律上の責任を負っており、受入国内で医業を行う権利を求める外国歯科医師に対し、一定の形式の補足的な要件または評価に服するよう求めることができることに留意している。

7.3 ASEAN加盟国は、かかる要件または評価は問題の外国歯科医師が以下の事項に該当するとの十分な信頼性を受入国のPDRAに与えるものであることを認識している。

7.3.1 当該外国歯科医師が受入国で行うことを意図している一般のおよび／または専門的な歯科医業に見合った必要な技能および専門知識・技術を備えていること。

7.3.2 受入国で適用される歯科医業に関する職業倫理規範および基準の背景にある一般原則を理解し、受入国で歯科医業を行う際にそのような原則を適用できる能力を証明すること。

7.3.3 受入国における歯科医業に適用される国内規制に通じていること。

第VIII条 紛争解決

8.1 ASEAN加盟国は、本MRAの解釈および適用に合意するよう常に努めるものとし、本MRAの実施に影響を及ぼすおそれのある事項について相互に満足のいく解決に達するよう通信、対話、協議および協力を通じてあらゆる努力をするものとする。

8.2 第8.1条の手段が尽きた場合、本MRAのいずれかの条項の解釈、実施および／または適用に関する紛争には、2004年11月29日にラオス人民民主共和国のビエンチャンにおいて採択された紛争解決に関するASEAN議定書が適用されるものとする。

第IX条 修正

9.1 本MRAのいずれの条項も、ASEAN全加盟国の政府が書面で合意することによってのみ修正することができる。

9.2 第9.1条にかかわらず、いずれのASEAN加盟国も、他のASEAN加盟国との合意なく、必要に応じて第2.7条に掲げる自国のPDRAを修正することができる。いずれの修正も、ASEAN事務局を通じて書面で他のASEAN加盟国に通知するものとする。

第X条 最終条項

10.1 本MRAに具体的な定めのない本MRAに起因する事項については、GATSおよびAFASの用語および定義ならびに他の規定を参照し、適用するものとする。

10.2 本MRAは、ASEAN全加盟国が本MRAに署名した6カ月後に発効するものとする。本MRAの実施の延期を希望するASEAN加盟国は、署名日から6カ月以内に、その意思をASEAN事務局に書面で通知するものとし、その後、ASEAN事務局は、他のASEAN加盟国に通知するものとする。延期は、ASEAN事務局から他のASEAN加盟国に通知された時点で効力を生じるものとする。

10.3 本MRA第10.2条に従って実施の延期を通知したASEAN加盟国は、本MRAの所定の実施日をASEAN事務局に通知するものとする。この場合において、かかる実施日は、2010年1月1日より後であってはならない。その後、ASEAN事務局は、本MRAの所定の実施日を他のASEAN加盟国に通知するものとする。2010年1月1日までに実施日をASEAN事務局に通知しないASEAN加盟国は、2010年1月1日に本MRAを実施する義務を負うものとする。

10.4 本MRAは、ASEAN事務局に寄託されるものとし、ASEAN事務局は、その認証謄本をASEAN各加盟国に速やかに提供するものとする。

上記の証として、各政府により署名する正当な権限が付与されている下記署名者は、本歯科医師に関するASEAN相互承認枠組み協定に署名した。

2009年2月26日にタイ国チャムにおいて英語の原本1部に署名した。

III. Core Competency for ASEAN

Dentist について

現在までに、形のあるものとして、「Core Competency for ASEAN Dentist」は作成されているものではないが、ASEANにおける歯科医師能力（像）を表わすものとして作成されることが、東南アジア歯科医学教育学会（SEAAD: South East Asia Association of Dental Education）の2011年度総会・学術大会（シンガポール）にて確認されている。

D. 考察

単に外国で労働することを希望する歯科医師のために、当該国の歯科医師免許、すなわち、歯科医籍登録を行う方法が、どのようなものであるか、という視点は、度々持たれてきた。しかし、本調査で明らかとなったように、経済連携協定、単一市場の構築等を目的とする国家間の連携により、サービスの自由移動、熟練労働者の自由移動に関しては、「希望する者がいるかないか」、という視点ではなく、「より一層、移動を促進するための制度の確立」という観点で、制度整備がなされている。相互に自由移動に対する障壁を取り払い、かつ、制度を明確化することは、それまでの国内における歯科医師の質、あるいは、教育の質を再考する機会となると思われる。

ASEAN 地域における歯科医師の MRA については、2015 年に向けて、さらに深化した議論が進められるものと思われる。特に、Core Competency の確立を求めている点に

おいては、東南アジア歯科医学教育学会が中心となって、ASEAN における歯科医師像を具体的に示す Competencies が作成されるものと思われる。この書類が持つ意義については、歯科医師養成課程カリキュラム立案の基本となる Core Competency が、ASEAN 各国、近隣諸国で共有され、各歯科大学にて、この Competency を基本とした学習成果基盤型教育がなされることで、ASEAN 共通基盤の高等教育が可能となり、ASEAN 大学ネットワーク (AUN) における学生の移動の促進につながる可能性がある。

また、このカリキュラムを国際的に評価・認証し合うことで、ASEAN 域内のみならず、他国との間において、教育の質保証が可能となり、その結果、養成される歯科医師の質の担保を示すことが可能となる。Core Competency については、2012 年度 SEAAD 香港大会にて、作業が進められる予定となっているほか、この作業のスーパーバイザーとして、韓国歯科医学教育評価機構 (KIDEE: Korean Institute of Dental Education and Evaluation) が参加することが予定されている。韓国については、日本と同様に ASEAN 加盟国ではないものの、その PDRA の一つである KIDEE の活動は、この数年間に渡り、非常に活発なものである。英国、米国、欧州、オーストラリア、カナダにおける PDRA に活発な交流を促進するとともに、東南アジア地域での主導的役割を果たす勢いがみられる。歯科医師という職業の方向性に大きな影響を与える組織は、政府あるいは日本歯科医師会、大学教育機関、学会等、様々挙げられるが、

いわゆる「国際化」に対し、歯科医療界はどのような対応を進めていくのかを、どの機関でも、とにかく早めに国内論議を起こすことを願う。ASEAN では、AEC 成立に向け、2015 年をデッドラインとしたスキームで議論を進めている。

「人材」、「労働力」である「歯科医療職」の価値・質を、客観的に管理・監督する機関すなわち日本版 PDRA の設立、同時に国際標準に従った新たな管理・監督制度の導入（生涯研修の義務化）、高等教育機関の質保証の充実、懲戒制度の明確化等の導入に向けて、従来我が国の歯科医療制度を、確認するべき時が来たと考える。

E. 結論

ASEAN においては、2015 年を目指し、ASEAN Economic Community (AEC) の成立を進めている。共同市場としては完全ではないものの、「サービス」、「投資」、「熟練労働者」、「資本」の自由移動については、加盟国間で、より充実したものとなると予測される。その点で、歯科医師の自由移動を促進する歯科医師に関わる MRA は、ASEAN 加盟国の専門歯科規制当局 (PDRA) の役割を明示しており、この指針は、各国の歯科医師の管理・監督制度に大きな影響を与えているものと思われた。ASEAN という我が国の近隣諸国における大きな変化を見逃すのではなく、将来の国際協調、協力関係を構築するために、我が国における歯科医師の管理・監督体制について、PDRA の設立も含め、議論を起こし、進める必要があると思われた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

2011 年 10 月 29 日～30 日

東南アジア歯科医学教育学会 (SEAADE)
シンガポール大会

Dental education in the era of
free-movement of dentist across the
border. (ポスター発表)

Jun Tsuruta, 東京医科歯科大学

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

国際的な労働力移動自由化時代における歯科医師養成制度のあり方に関する研究

(H22-政策-一般-002)

分担研究報告書

東南アジア諸国における歯科医師管理制度および外国人歯科医師受け入れ体制の諸状況に関する研究

研究代表者 鶴田 潤 （東京医科歯科大学 歯学教育開発学分野 講師）

研究要旨

国際的な労働力の移動が活発となり、高度専門的職業人の移動が国境を越えて起こる時代が予測され始めている。特に医療職における高度専門的職業人については、国ごとに、免許認可、労働許可を行っているため、国境を越え労働を行うためには、免許内容の認証、労働許可条件の認証が必要となってくる。本研究においては、東南アジア諸国における歯科医師の管理制度、特に、外国人歯科医師の受入体制について調査を行い、ASEANにおけるMRAが実施される2015年を迎えるまでの各国の状況を把握することを目標とした。

各国における歯科医師の管理・監督制度を調査するにあたり、主に、各国の専門歯科規制当局（PDRA：Professional Dental Regulatory Authority）の情報をもとに調査を進めた。各国において、外国人歯科医師受入制度を含めた歯科医籍登録制度を、PDRAが明文化した法的根拠をもとに、運用しており、それらの情報が、各PDRAのホームページで確認できるものであった。歯科医籍登録の種類（レベル）は、各国により異なるものの、正式な登録、条件付き登録、仮登録等、歯科医師の労働目的により、種別が異なるということが一般であった。2009年にASEAN 歯科医師に関するMRAが作成され、2015年のAEC成立が目指されている。各国においては、2015年に向け、さらに体制整備を進める姿勢が認められた。一方、ASEAN加盟国ではない韓国、オーストラリアにおいても、国として歯科医師の管理制度について改革を進めてきている。その一部として、新たな外国大学学位の認証等が認められ、AECのような共同市場を目指す経済連携協定がなくとも、諸外国との関係をもって、自国の労働力の管理を行う制度を認めることができた。我が国については、歯科医師過剰という考えから、Workforce Planning（労働力計画）については、国内大学の調整を行うことが主となり、海外との連携を図る動きは認められない。高等教育の質評価・認証の国際化、学位の国際標準化等が目指される中、我が国の歯科の学位、歯科医師免許の価値を、どのようにして国際化するか、手段としての相互承認を含め、早急に国内議論を始めるべきである。

A. 研究目的

国際的な労働力の移動が活発となり、高度専門的職業人の移動が国境を越えて、起こる時代が予測され始めている。特に医療職における高度専門的職業人については、国ごとに、免許認可、労働許可を行っているため、国境を越えての労働を行うためには、免許内容の認証、労働許可条件の認証・承認が必要となってくる。本研究においては、歯科医療従事者、特に歯科医師の国際的移動について情報を分析するために、各国における外国人歯科医師受入制度について知る必要がと考えた。そこで、主に東南アジア諸国、マレーシア、シンガポール、インドネシア、タイ、韓国、オーストラリアについて、歯科医籍登録制度、歯科医業許可制度等の情報を収集し、各国の歯科医師管理・監督制度を調査することを目的とした。

B. 研究方法

各国専門歯科規制当局（PDRA: Professional Dental Regulatory Authority）に関係する資料について、インターネット上より入手した資料をもとに情報を収集した。また、インドネシア医科評議会（Indonesian Medical Council）および韓国歯科医学教育認証評価機構（Korean Institute of Dental Education and Evaluation）への訪問調査にて得られた書類、インタビュー内容を参考とした。

（倫理面への配慮）

本研究においては、主に資料収集に基づく調査を行うことから、被験者を対象とした実験を行うことはなく、倫理面での配慮において、被験者に対して行うべき点は認められない。

<参考>

1. Malaysian Dental Council (MDC)
<http://mdc.moh.gov.my/>
2. Malaysia Dental Act 1971
<http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%20Act%2051.pdf>
3. Indonesian Medical Council (IMC)
<http://inamc.or.id/>
4. DECREE OF INDONESIAN MEDICAL COUNCIL
NUMBER 37/KKI/KEP/IX/2007
5. REGULATION OF INDONESIAN MEDICAL COUNCIL
NUMBER 42/KKI/PER/XII/2007
6. Singapore Dental Council (SDC)
<http://www.healthprofessionals.gov.sg/content/hprof/sdc/en/topnav/home.html>
7. Singapore Dental Council Annual Report 2010
http://www.healthprofessionals.gov.sg/content/dam/hprof/sdc/docs/publication/ANNUAL%20REPORT%202010%20-%20FINAL_yyc1.pdf
8. Shingaopre Dental Registration Act and Dentists Regulations
<http://statutes.agc.gov.sg/aol/home.w3p>

9. Thai Dental Council (The Dental Council) (TDC)
http://www.dentalcouncil.or.th/english/inter_license.php
10. Korean Institute of Dental Education and Evaluation (KIDEE)
<http://english.kidee.org/>
11. Korean Dental Association (KDA)
<http://www.kda.or.kr/KDA/Modules/English/IntroductionofKDA/Activities.aspx>
12. Australian Dental Council
<http://www.adc.org.au/>
13. Dental Board of Australia
<http://www.dentalboard.gov.au/>

Prof. Menaldi Rasmin
Ms. Adriyati Rafly

<インタビュー調査>

1. 平成 24 年 1 月 10 日～1 月 11 日
Korean Institute of Dental Education and Evaluation
Prof. Kack Kyun Kim
Prof. Je-Won Shin
Prof. Jae Il Lee



2. 平成 24 年 2 月 13 日～2 月 15 日
Indonesian Medical Council,
Dental Council
Prof. Sri Angky Soekanto
Prof. AfiSavitri Sarsito

C. 研究結果

1. マレーシア



(1) 基本情報

マレーシアは、国土面積約33万km²（日本の約0.9倍）、人口2,840万人の国である。構成民族は、マレー系（66%）、中国系（約25%）、インド系（約8%）であり、日常言として、マレー語、中国語、タミール語、英語が使用されている。国語は、マレー語である。

(2) PDRA について

マレーシアにおいては、PDRA として、マレーシア歯科評議会（MDC:Malaysia Dental Council）が設置されている。MDC は、マレーシア国内で歯科医業を行うために必要とされる有効な資格証書の管理を通して、マレーシアにおける歯科医師の質、安全性、倫理的な歯科医療の提供を目標として設置され、活動している。

6つの役割として、

- 1) 歯科医療における専門職としての基準と倫理の維持、
- 2) 歯科学位の認証、
- 3) マレーシアにおける歯科医師登録、
- 4) 定期歯科医業証書と仮歯科医業証書の発行、
- 5) 歯科医籍登録者の管理、
- 6) 登録者の懲戒

を行うこととなっている。

MDC の構成委員は、歯科医師から構成されている。会長はマレーシア保健事務局長

であり、事務局長は保健省上級役員が兼務することとなっている。その他 22 人の歯科医師が業務を託されている。

MDC 業務に関する関連法規は、

- 1) 「Dental Act 1971」

（資料 2 : 「登録」について一部抜粋）

- 2) 「Private Healthcare Facilities and Services Act 1998」の 2 法である

(3) 歯科医師登録制度について

マレーシアにおいて歯科医業を行う者は、MDC への登録が必要となる。「Dental Surgeon（歯科医師）」登録に際しては、「Dental Act 1971」に記載されている条件を満たす必要がある。主に 3 通りの登録が行われている。2012 年 4 月 5 日以前の登録者については、国家公的業務への 3 年間の従事義務があり、それ以降の登録者については、2 年間の従事義務がある。

登録方法について

- 1) Dental Act 1971 12(1) に関連する登録者（第 2 章リストに掲載されている大学の学位保持者）

（第 2 章リスト : 資料 3）

現在、このリストに掲載されている大学は合計で 144 校である。うち、マレーシア国内の大学は 5 校であり、その大半が海外の大学であることがわかる。対象はマレーシア国民である。

- 2) Dental Act 1971 12(3) に関連する登録者

第2章学位認定リストに掲載されていない大学の学位で、リスト内学位と同等の学位を有しており、MDCにより「Approved Certificate」を認められた者で、臨床現場にて最低2年間の臨床経験を修養した者は、会長（Director General）の権限にて登録が許可される。対象はマレーシア国民（配偶者）である。

3) Dental Act 1971 12(9)に関連する登録者

第2章学位認定リストに掲載されていない大学の学位で、リスト内の学位と同等の学位を有している者は、MDCへの意見聴取を行った後、大臣権限にて登録を許可する場合。対象はマレーシア国民である。

(4) 歯科医業を行うための証書について

1) 定期歯科医業証書

(APC: Annual Practicing Certificate)

歯科医籍登録を行った者は、前年の12月1日までに、毎年度の証書登録に関する手続きを行い、証書を得る必要がある。

また、MDCは、1月1日以降に、APCを有する歯科医籍登録者の氏名、住所、資格、資格登録年月日等の情報を、「Gazette」を通じて公表する。

2) 仮歯科医業証書

(TPC : Temporary Practicing Certificate)

マレーシア国外にて歯科移籍登録がな

されているもので、マレーシア国内で、歯科医業（以下項目）を行うことを目的とする者は、MDC会長の権限にて、仮歯科医業証書にて、最長3ヶ月従事することができる。

- ・ 交換プログラム等により、マレーシアを訪問した外国人歯科医師で、短期ハンズオンコースの主催や参加を目的とする者
- ・ 外部試験評価者
- ・ マレーシア国内の歯科大学や高等教育機関に雇用された教員、もしくは、マレーシアに拠点を持つ外国高等教育機関の教員
- ・ 政府業務にあたる外国人高官
- ・ マレーシア国内の歯科大学や高等教育機関の卒後臨床教育課程で学ぶ外国人、もしくは、マレーシアに拠点を持つ外国高等教育機関の卒後臨床教育課程で学ぶ外国人
- ・ (特記) 大規模災害時等

(5) 2009年度の登録状況について

1) ANNUAL REPORT 2009 (MALAYSIAN DENTAL COUNCIL (MDC)) によると、歯科医籍登録者数は4,632人であり、うち3,606人(77.9%)がAPC登録を行っている(2009年12月31日現在)。

性別割合としては、男性1,357人(38.1%)、女性2,231人(61.9%)であり、女性が多い。

2) 2009年に登録した新規登録者は、231人であり、マレーシア国内の学位保持者は

186人、外国学位保持者は45人であった。Dental Act 12(1)登録者は228人、12(3)登録者は2人、12(9)登録者は1人であり、大学別の内訳は、国内大学で、University of Malayaが73人、Universiti Kebangsaan Malasia が54人、Universiti Sains Malaysia が59人 (Act 12(1) : 186人) であった。

国外大学では、オーストラリア5人、インド13人、インドネシア19人、日本1人、ロシア1人、英国1人 (Act 12(1) : 42人、12(3) : 2人、12(9) : 1人) であった。

(資料4)

3) Act12(3)については、マレーシア国民あるいは外国人配偶者であり、登録は出来ないが承認された大学の学位を保持する者が対象となるプログラムである。保健省あるいはUniversity of Malayaにて、2年間の臨床研修を修了した後、保健省口腔保健課臨床試験を受験する必要がある。合格後、登録可能となるが、その後、3年間(2年間)の国家公的業務への従事が必要となる。34人受入可能のところ、2009年には、中国からの1人のみが、この対象となった。また、外国人配偶者の研修については、University of Malayaにて9人の受入が可能であるが、このプログラムについては、2年間の研修に対し、12,000リンギットの支払いが必要である。2009年については1人の参加があった。2005年以来、このプログラムによって登録をした者は、マレーシア国民5人、外国人配偶者5人であり、

ほとんどがインドの大学の卒業生であった。

Act12(9)については、2009年、ロシアの大学を卒業した9人、東京大学(東京医科歯科大学の間違いの可能性あり)を卒業した1人のマレーシア国民に対し、3年間の国家公的業務への従事前、保健省での1年間の研修を行うプログラムが認められた。これらの者に対しては、「Conditional full registration (条件付き完全登録)」が行われた。

4) 仮歯科医業証書については、2009年に189人に対し発行された。うち42人が保健省管轄で働き、84人が保健省管轄外の公的機関(大学関係)で、63人が私的機関(大学関係)で働いていた。

2. インドネシア



(1) 基本情報

インドネシアは、約 180,000 の島々からなる赤道付近の国であり、国土面積約 189 万km²（日本の約 5 倍）、人口 2.38 億人（世界第 4 位）の国である。構成民族は、多くがマレー系であり、言語はインドネシア語が使用されている。

(2) PDRA について

インドネシアにおいては、医師、歯科医師等、医療従事者の教育、登録、生涯研修の責任を持つ PDRA として、インドネシア医療評議会 (Konsil Kedokteran Indonesia)

(IMC: Indonesian Medical Council) が 2005 年に設立されている。主な役割は、

- 1) 医師・歯科医師の登録、
- 2) 医師・歯科医師コンピテンシー（資質・能力）基準を含む教育基準の裁可、
- 3) 医療過誤、不正に対する助言

の 3 領域に関わるものである。

構成員は 17 名で、保健省、国家教育省、医師・歯科医師会、医学部、歯学部、病院協会、一般関係者の代表者からなる。

内部では、医学系、歯学系と分かれ、各々に教育部門、登録部門、管理部門の 3 つの部門を有しており、事務組織については、保健省からの出向者が担当を行っている。IDC の業務に関する関連法規は、「Act no 29/2004 on Medical Practice」である。

(3) 歯科医師登録制度について

2010 年 12 月現在、22,237 人（歯科医師

20,655 人、歯科専門医 1,582 人）が IMC へ登録されており、登録なしで労働はできない。

歯科医師養成教育機関として、現在 26 校（14 校公立、12 校私立）の大学があり、今後 4 大学の新設が予定されている。26 校中、設立 10 年未満の大学は 14 校であり、今後、教育の質の標準化が喫緊の課題と言われている。歯科大学へ入学した学生は、5 年～5 年半の教育期間を経たのち、コンピテンシーテスト CBT・OSCE（日本国家試験相当：年数回実施／歯科医師会・専門会管理）に合格した後に、IMC へ登録を行うことで歯科医師として働くことができる。

登録制度については、

- 1) Registration（登録）、
- 2) Conditional registration（条件付き登録）、
- 3) Temporary registration（仮登録）、
- 4) Re-registration（再登録）

の 4 種類がある。

通常の 1) Registration（登録）については、学位記、コンピテンス証書、宣誓書、医師による健康診断書などの必要書類と必要経費にて申請後、約 3 ヶ月の期間をもって登録が行われる。

2) Conditional registration（条件付き登録）については、インドネシアにおいて、歯科医学教育、診療訓練等に参加する外国人歯科医師を対象とした登録である。この登録は、

- ① 歯科大学の卒業証書
- ② 適応プログラムの修了証書
- ③ コンピテンス証書

- ④ 歯科医療に関係する宣誓
 - ⑤ 身体／精神的な健康を示す健康診断書
 - ⑥ 職業倫理規範への服従
 - ⑦ インドネシア語会話能力
 - ⑧ 居住滞在 VISA
- を満たすことが必要となる。

一定期間の技術移転や知識移転のために、歯科医学教育活動や研修活動を行う際には、この条件付き登録は必要とされない。

3) Temporary registration (仮登録) については、短期間の教育や研修、研修、歯科医療を実施する外国人歯科医師を対象とする登録である。1年間有効であり、その後、1年間であれば、延長が可能である。

- ① 歯科大学の卒業証書
 - ② 適応プログラムの修了証書
 - ③ コンピテンス証書
 - ④ 身体／精神的な健康を示す健康診断書
 - ⑤ 歯科医療に関係する宣誓
 - ⑥ 職業倫理規範への服従
 - ⑦ 労働許可証
 - ⑧ 居住滞在 VISA
 - ⑨ インドネシア語会話能力
- を満たすことが必要となる。

IMC への初登録後は、5年毎の「Re-registration」(再登録制度)が歯科医師業を継続する上で必要となる。Re-registration (再登録)のためには、医師による健康診断書のほか、コンピテンスを証明するために毎年30単位の生涯研修に参加することが必要である。この生涯研修は、専門会・歯科医師会により運営されている。現在は、生涯研修の質管理は行

われていないため、将来的にはIMCにより質管理も考慮されている状態である。また、定年制度がないため、5年毎の再登録時の健康診断後に不調となる歯科医師の管理制度の導入についても検討中とのことである。

3. シンガポール



(1) 基本情報

シンガポールは、約 710 km²（東京 23 区とほぼ同じ）、人口約 518 万人（うちシンガポール人・永住者は 379 万人）の国である。構成民族は、中華系 74%、マレー系 13%、インド系 9%、その他 3%であり、公用語として英語、中国語、マレー語（国語）、タミール語が使用されている。シンガポールには、National University of Singapore に、ただ一つの歯学部（4 年制）が設置されている。

(2) PDRA について

シンガポールにおいては、PDRA として、シンガポール歯科評議会（SDC : Singapore Dental Council）が設置されている。

主な役割は、

- 1) 歯科医師登録の承認・却下、
 - 2) 登録歯科医師に対する登録証書 および歯科医業証書の発行、
 - 3) 歯科医師養成教育機関の管理、
 - 4) 登録歯科医師に対する教育機関の管理、
 - 5) 登録歯科医師の行動・倫理の管理、
 - 6) Dental Registration Act に則り必要とされる事項の実施
- となっている。

また、SDC の業務に関する関連法規は、「Dental Registration Act (Chapter 76)」である。

(3) 歯科医師登録制度について

歯科医師登録については、

- 1) 「Full Registration」、
 - 2) 「Conditional Registration」、
 - 3) 「Temporary Registration」、
- の 3 種類がある。

1) 「Full Registration」については、シンガポール国内のいずれの場所においても、1 人で歯科医業を行うことを許可するものである。

2) 「Conditional Registration」については、1) 「Full Registration」された歯科医師のもと、一定期間内（通常 2 年）歯科医業を行う者、2) 特定の雇用条件のもと歯科医業を行う者が、許可されるものである。この登録者は 6 回月ごとに 1 回、SDC への報告を行う必要がある。また、SDC の許可が得られれば、「Conditional Registration」の歯科医師は 2 年後以降、「Full Registration」への申請を行うことが可能となる。

3) 「Temporary Registration」については、短期間、歯科医業を行うものが許可されるものである。

各登録の登録条件については、

1) 「Full Registration」は、①シンガポールの学位を保持する者、②SDC に承認された学位を保持し、シンガポールにて歯科医業を行うために十分な知識、技能、経験を有していると判断された者について認められる。

2) 「Conditional Registration」は、

- ①一覧表に記載されている88個の学位(オーストラリア5校、カナダ10校、香港1校、ニュージーランド1校、アイルランド1校、英国13校、米国57校) **(資料5)**あるいはそれに相当する学位の保持者、
- ②一覧表に記載されている大学の卒業生は、当該国・地域における免許試験への合格が必要であり、学位が免許と同等となる国については、その証明を行う必要があり、
- ③SDCに承認された病院、教育機関、歯科診療所で歯科医師として雇用された者、かつ、
- ④シンガポールにて歯科医業を行うために十分な知識、技能、経験を有していると判断された者、
- ⑤資格認定試験に合格した者、
について認められる。

3) 「Temporary Registration」は、

- ①定められた学位以外の学位保持者、
- ②SDCにより認可された歯科医学教育・修養課程において、教育活動、研究活動あるいは卒後研修を行う者、
- ③国際的に素晴らしい歯科に関する知識、技能、経験を持ち合わせており、シンガポールの人々に有益であるとSDCが判断した者、あるいは、
- ④Dental Registration Act 下での登録が不可能であるが、SDCがこのAct 下で登録を行うにふさわしいと判断した者、
が認められる。

(4) 資格認定試験

(一覧表掲載がない学位保持者対象)

資格認定試験は、Conditional Registrationに必要であり、シンガポール国外で歯科医学教育を受けた歯科医師に対して行われる試験である。受験条件として、

- 1) 雇用条件が整っている、かつ、
- 2) シンガポール国民/永住者、シンガポール国民/永住者の配偶者、シンガポール国民/永住者の子供、あるいは、
- 3) シンガポールの BDS と同等あるは、一覧表掲載の学位相当の学位を保持している、
- 4) 承認された高度資格を有している、
ことが必要となる。
(1)と、2)-4)のいずれかが必要である。)

試験は英語で行われ、試験費用は、2,000ドル(シンガポールドル)である。試験は、12か月以内、2回まで受験することができる。

(5) 2010年歯科医師登録状況

2010年のシンガポール歯科医師登録状況は、1,519人(9名の特別登録含む)である。2005年より純増している状況である。2010年歯科医師登録内容の内訳は、シンガポール大学卒業(国内学位)1,187人、外国学位(一覧表掲載)279人、資格試験認定(外国学位(一覧表掲載無し))12人、SDC条件付き認定(FTA)(外国学位(一覧表掲載無し、資格試験認定)13人となっている。

(6) 日本—シンガポール経済連携協定(EPA:Economic Partnership Agreement) について

adfiles/g70416a3-3j.pdf、P. 434 右コラム
下を参照)

我が国の対外施策として、1999年以降、自由貿易協定の締結が促進されてきた。2002年には、初のEPAとなるシンガポールとの経済連携協定が締結され、その際に、協定内には入らなかったものの口上書の交換という形式で、医師、歯科医師の労働力の自由移動に関する条件が取り交わされた。

その内容は、

シンガポール医師・歯科医師が、

- ① 本 の 国 家 試 験 を 英 語 で 受 験 し 合 格 す る 事 項、
- ② 外 国 人 の み が 治 療 対 象 で あ る 事 項 等 を 条 件 に、日 本 に 受 け 入 れ る 事 項 を 約 束 し た (医 師 7 名、歯 科 医 師 2 名 まで)。

ま た、

- ③ 日 本 人 医 師 ・ 歯 科 医 師 が 在 留 邦 人 の み が 治 療 対 象 で あ る 事 項 等 を 条 件 に、シンガポールに受け入れることを約束した。

2002年時点では、医師15名、歯科医師5名までであったが、2005年の条件拡大に伴い、現在はそれぞれ30名、15名である。

前述、登録区分においては、SDC条件付き認定(FTA)(外国学位(一覧表掲載無し、資格試験認定)として扱われていると考えられる。

(経済産業省：

<http://www.meti.go.jp/report/downlo>

4. タイ



(1) 基本情報

タイは、面積約 51.4 万km² (日本の約 1.4 倍)、人口 6,550 万人の国である。構成民族は、多くがタイ族であり、言語はタイ語が使用されている。

(2) PDRA について

タイにおいては、歯科医師の管理監督機関として、1994 年に、タイ歯科評議会 (TDC : The Dental Council) が設立されている。設立目的は、

- 1) 歯科医療における教育、研究と臨床研鑽の推進、
 - 2) 会員の社会的地位の保持、
 - 3) 会員の福利厚生、
 - 4) 職業規定に則った歯科医療職の行動管理、
 - 5) 歯科、歯科保健に関して、公衆、他団体に対する教育、援助活動、
 - 6) 歯科、歯科保健の向上のための政府への助言活動、
 - 7) タイの歯科医療職の代表としての活動、
- である。

構成員は指名職 15 人 (政府、歯科医師会、歯科大学関連)、投票選出 15 人の合計 30 人である。TDC の業務に関する関連法規は、「Dental Treatment Profession ACT B. E. 2527」である。

(3) 歯科医師登録制度について

タイにおいて、歯科医業を行うためには、TDC 会員となった後、「The Registration and Licensing to Practice Dentistry」

へ登録する必要がある。登録要件としては、

- 1) TDC 会員であること、
 - 2) 大学管理局あるいは TDC により許可を受けたタイの大学からの DDS を取得していること、
 - 3) TDC により認証された海外の大学からの学位を取得していること (当該国の歯科医師免許保持も必要であり、TDC がその免許を認める必要がある)、
 - 4) 懲罰等による免許失効状態でないこと、
- 等が挙げられている。

タイ以外の国の歯科大学卒業をした歯科医師は、3つの試験に合格することで、タイ歯科医師免許を取得することが可能となる。受験資格は、TDC 会員、あるいは会員申請に対し十分な条件であることが基本となり、

- 1) 20 歳未満でないこと、
- 2) TDC により認証される学位の保持、
- 3) TDC が歯科医療職として不名誉と扱う不適当な行為等の記録がないこと、
- 4) TDC が歯科医療職として不名誉と扱う犯罪記録がないこと、
- 5) TDC が歯科医業に際し適当でないと考えられる精神的疾患、他疾病に罹患していないこと

が挙げられ、加えて、学位取得をした国で歯科医師登録をされていること、最終的に、歯科免許委員会による試験に合格することが必要となる。

試験内容は、
パート1：基礎生物学に関する筆記試験、
パート2：臨床科学に関する筆記試験、
パート3：臨床試験となっている。
パート3受験前に、パート1、2の合格が必要である。試験はタイ語で行われる。試験費用は2,000 バーツである。